

地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る 随意契約要件の緩和

(平成27年12月16日 地方自治法施行令第167条の2 第1項第4号、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号)

規制改革の内容

特例措置前

地方公共団体が随意契約できるものは、新規性等のある「物品」に限定される

特例措置

物品に加え、新規性等のある役務（サービス）に対しても、随意契約によることを可能とする

効果

創業期企業の信用度を高め、販路拡大や成長が促進される

規制改革の概要



随意契約が可能

(既存) 新規性等のある「物品」
(拡大) 新規性等のある「役務」

「物品」と同様、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約が可能。

行政の随意契約要件の緩和

革新性のある新規のサービスの受注実績

信用度向上による販路拡大
革新的サービスの普及促進